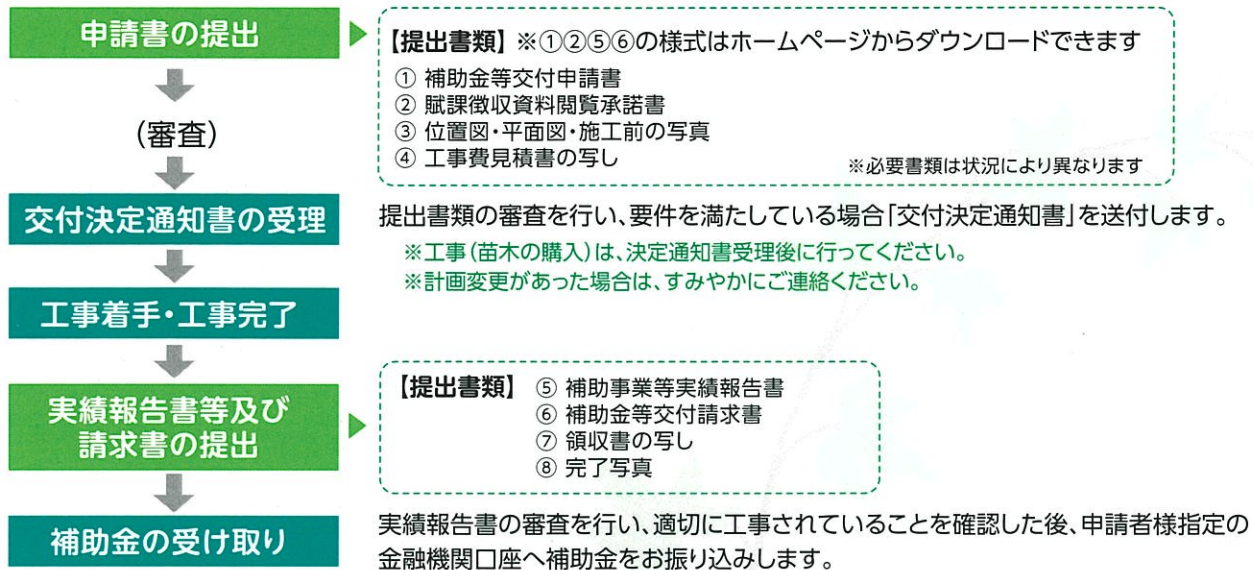


## 補助の条件(共通項目)

- (1) 安城市内の住宅又は店舗において補助事業を行うこと。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 緑化場所は、不特定多数の人が通行する公道に面し、その公道から容易に見えること。
- (4) 5年以上良好な維持管理をすること。
- (5) 緑化工事を始める前に申請を行い、決定通知書の受理後、工事着手すること。
- (6) 申請年度の3月15日までに緑化工事が完了し、実績報告書が提出できること。

※その他にも条件があります。上記条件も含め詳しくは下記までお問い合わせください。

## 手続きの流れ 書類の提出は、申請と実績報告の2回必要です



## よくあるご質問

Q1 申請地が市街化区域か市街化調整区域か調べたいのですがどこでわかりますか？

A 安城市ホームページ「望遠郷」で確認できます。

[ホーム](#) [「オンラインサービス」](#)・[都市計画情報サービス](#)

Q2 何度でもこの補助を受けられますか？

A 同じ箇所、同じ事業で、再度申請をすることはできません。

Q3 申請前に購入した苗木や資材は対象となりますか？

A 対象となりません。申請書を提出して交付決定通知書を受理した後に購入したものが対象となります。

Q4 生垣やフェンスの内側に植栽したいのですが、対象となりますか？

A 生垣の内側は、公道から容易に見えなくなるため対象となりません。  
フェンスの場合は、高さが60cm以下であれば対象となります。

Q5 生垣設置や街並み緑化で、対象とならない樹木の種類はありますか？

A ありませんが、梨の赤星病の原因となるカイズカイブキ、玉イブキ、ビャクシン類は、ご遠慮ください。

※制度に関する詳細は、安城市ホームページ「望遠郷」をご覧ください。 [ホーム](#) > [暮らし](#) > [お得な制度](#) > [生垣等設置奨励補助金制度](#)

申請・お問い合わせは

[安城市生垣等設置奨励補助金制度](#) [検索](#)



安城市役所 公園緑地課 【受付時間】8:30~17:15

〒446-8501 安城市桜町18番23号  
E-mail [koen@city.anjo.aichi.jp](mailto:koen@city.anjo.aichi.jp)

雨水貯留浸透施設設置補助事業のお問合せ先  
安城市役所 土木課

TEL.0566-71-2244(直通) FAX.0566-76-0066

TEL.0566-71-2239(直通)